

## 総務文教常任委員会（陳情調査）会議録

### ○開会及び閉会

令和3年7月21日 開会 午後1時30分  
閉会 午後3時15分

### ○出席議員の氏名

総務文教常任委員会	◎難波 修二	○向山 博	富樫 順悦
	柳谷 要	田村 陽子	
経済建設常任委員会	◎永井 浩	○赤石 勝子	熊谷 雅幸
	金安 英照	淀谷 融	

### ○説明員 蘭越町 副町長 山内 勲

### ○出席した事務局職員

事務局長 福原 明美 庶務係長 和田 慎一

### ○協議事項

チセヌプリスキー場の売却にかかる入札談合行為と背任疑惑の真相究明を求める陳情調査

- 1) 蘭越町からの説明
- 2) 質疑応答

○事務局長 それでは、お暑い中、また、お忙しい中集まりいただきまして、ありがとうございます。令和3年度の蘭越町議会総務文教常任委員会ということで進めてまいりたいと思います。

まず最初に委員長挨拶をいただき、その後議事に入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○難波委員長 みなさん、こんにちは。大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございました。出かけにテレビの天気予報を見ていましたら、蘭越の現在の気温が31.7度となっております。6日連続で30度越えという記録的な猛暑でございますけれども、まだしばらく続きそうということで、体調管理に気を付けながら過ごしていただきたいなとそんなふうに考えております。

さて、今日はチセヌプリスキー場の陳情に関わりまして、山内副町長の方からですね、町の説明をこれから受けたいというふうに考えております。

前回の協議の中でも、ちょっとお話をしましたけれども、今日の町からの説明につきましては、あがっております陳情書に掲げられております4点についてですね、1項目ずつ説明をしていただこうかなと考えております。

この4点につきましては、一つ目は第1回の公募について、非常識かつ高圧的な対応をすることによって破談を誘導したということの主張をしております。それから2点目は、2回目公募について、大幅な値下げをしたということでございます。3点目については、選定が公正に実施されていないという主張であります。最後に、4点目ですけれども、売却先の企業が、公募時の提案内容と異なる事業を行っているということございまして、これら4点につきまして、副町長の方から説明をいただいて、そのうち、質疑応答が

あれば、質疑応答をして、今日の説明を受けたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○難波委員長 それでは早速、町の方から説明を求めたいと思ひますけれども、副町長よろしいですか。じゃあ、よろしくお願ひします。

○山内副町長 今委員長が申しあげましたとおり、4点について順次、町の対応について私の方から概略を説明させていただきたいと思ひます。

マスク、こもっていて聞きづらかったら言ってください。もう少し大きな声で話すようにします。

町はですね、平成25年度に遡りますけれども、当時雪秩父と一緒に運営していたチセ又プリスキー場、こちらの方の平成7年に高速リフトを新しくしてから、相当数の年数が経ったということで、どうしても老朽化が激しく、安全性が保てないという担当部署からの切実な課題があつて、直すのにはどれくらいかかるんだという話で、                    という、ケーブル・リフトをやっている専門会社ですけども、                    の方に見積書を徴したところ、今と同じだけの安全性を確保してやるとすれば、3億3,000万円程度のお金は必要だと、そういう見積もりをいただきました。内部で検討してもですね、どう考えても3億3,000万をあそこに入れて、これまでのスキー人口やら収支経営を鑑みたらですね、なかなかその大きな投資は、町費としては難しいという結論を、町としては、内部では一定程度そういう形になりまして、そうは言っても町の施設で今ありますので、じゃあまず町民はどのように思っているかということで、その年の町政懇談会にですね、議題として取り上げまして、町政懇談会にすべて町民が参加しているわけでないので、それをすべてというふうに言うのはちょっと大げさかもしれませんが、町はこれまでもことあるごと、町政懇談会で大きな事業については説明をして、意見を求めてきたものですから、今回のこのスキー場に関しても、26年の12月から翌年にかけて町政懇談会で、各地区で説明をさせていただきました。そうした中でですね、私たちが率直に感じたのはもちろん事実でありますし、このスキー場についてですね、蘭越町民は大事だという感覚はあるんでしょうけども、やはり私たちと同じく、そこまでの経費をかけて継続していくのは難しいんじゃないか、そういうような意見というか話もありまして、一方で残してほしいということは、町民からは、その町政懇談会では特になかったものですから、これを一つのバックボーンにしまして、次のステップに進めさせてもらおうと。

そういうことで、翌年になってからですね、実はあその土地は蘭越町の物ではなくて、道有林ですから、まずは道有林にですね、そういう譲渡が認められるかどうかという確認をさせてもらって、一定程度その中で、協議書をもって了承が得られれば継続して次の方に譲れると、また貸しはできないけども、経営譲渡については一定程度その会社のことを審議して、一定程度の条件に当てはまればできると、そういうような内諾もいただきましたので、一回目の公募を平成26年の12月8日から、その時はちょっと長かったんです公募期間が。27年の4月30日ですから、結構、4か月、5ヶ月くらいの間をもって応募期間とさせていただき、御承知のとおり5,000万円で譲渡したいと、というような、大きくはそういう条件で、インターネットや新聞等も通じてですね、募集をかけました。そしたら、8社くらいから問い合わせがあつたんですね。その都度問い合わせがあつたり、こういう内容だつたということを書き留めてあつたんですけども、その中でも最終的には、本気度が高いのは2社だろうと。UTホールディングスもそうだったんですけども、そのほかにもう1社もかなり・・・で、やりたいという意向を示しましたので、2社くらいは応募するのかなと思つてましたけども、最終的には4月2日にUTホールデ

イングス1社だけの応募でありました。

4月30日が期限でしたので、期限をもって1社ということで申し込みを受け付けさせていただきました。その後ですね、もちろん町長等に報告するとともに、実は国民宿舎雪秩父の改築検討委員会等というものを役場の中に、検討委員会を設立しておりまして、そのメンバーは委員長に副町長、今の町長ですね、副委員長に当時総務課長だった私になって、そのほかに各課局長が連ねておりまして、そういう検討委員会がありましたので、そこに兼務するという形で、スキー場のこともそこで一定程度内部で検討をしようということで、まず1回目は4月2日のその申し込みを受けて、5月12日に検討委員会を開催して、こういう申し込みがあったけども、こういう会社からあったけどもどうしようかという話になりましたら、1社しかないし、申し込んでこないし、その会社と協議を進めていいんじゃないかという検討委員会で一定程度の理解をしていただきましたので、そういうことで次のステップに進んでいくと、そういうふうになっていきました。

それでその後ですね、そういうふうに協議を進めなければならなかったものですから、私と当時の■■■さんは、雪秩父担当の■■■さんは索道のことに詳しいものですから、UTホールディングスの担当者と一緒にですね、札幌まで行ってですね、索道協会だとかあるいは運輸局に行って、今後索道事業を進めるにはこういった手続きが必要かとか、こういった申請が必要になってくるとか、こういった人を配置しなければならないということですね、事細かく何回も行って聞いてきて、私どももですねUTホールディングスが5,000万円であそこを譲って継続してやってもらうということに対しては非常にありがたいと思っていましたので、そういう協力を惜しまなくですね、やってきたところではあります。

そうした中で実は一つありまして、協議の途中でですね、確か8月くらいだったと思うんですけども、北海道、土地を持っている北海道の方から、譲渡することはいいんだけど、最初のときは言ってなかったんですけども、最終的に譲渡することになったら保証人をつけてほしいという、そういう条件が加わったんです、途中から。その保証人にはできれば蘭越町がなってほしいと最初言ったんですね。私どもは、地方公共団体というのは、行政団体というのは、地方自治法にのっとると民間の保証人にはなれないと、そういう規定がありますので、いやいや、それはできないですと言ったところ、じゃ民間でもいいから見つけてきて保証人をつけてほしいと、そういうふうになったんですね。

そのことをUTホールディングさんにお伝えしますと、最初はわかったって言ったんですけども、持ち帰って内部で、おそらく協議をされた時点で、その保証人を見つけるということは、後からのUTさんの主張なんですけども、その保証人に対して一定のお金を担保しなければならないので、そのお金が余分にかかってくると、蘭越町さんが最初に示した条件は、5,000万円しか必要ないのに、ないと言っているのに、余計な金がかかってくるんじゃないかと、平たく言うとそういう言い方なんです。だから、5,000万円の譲渡金額を減額してほしいということで言ってまいりました、社長が。それでトップ同士の話もして、私たちも中に入って話していたんですけども、うちとしては保証人のかかる経費というのは会社の、会社間の問題であって、私どもがその5,000万を保証人に預託しろとか担保しろと指示したわけじゃなくて、保証人はつけてほしいと言ったけども、お金を担保しろよとまではうちらは指示してないので、それを、どうやって保証人を見つけるかは会社の裁量だと、そういうふうに思うので、その論法で5,000万円の譲渡金額を値切る、安くするということではできないというふうに跳ね返したんですよね。そうすると、そういうやり取りが1回か2回ありまして、最終的にうちの、当時の町長とか私とか副町長がですね、相手側も社長さんが来て、話をしたのが平成27年の10月18日なんですけども、この日にみんな集まって最終的な協議をしたんです。こ

の席の中で、じゃあ減額できないんだったら、どういう町として支援か何かをしてもらえるかと、そういうことを少し話し合いました、例えばシャトルバスを運行するのでそれに対する支援はできないかとか、あるいは、蘭越町民の利用に関しては割引券を町の負担で発行してくれないかとか、スキー場の。そういった支援ができないか、あるいは蘭越町がこのチセのスキー場に対してしっかりと支援しているんだという、その一つの表れとして、町長がオープンセレモニー式に来て挨拶をするだとか、一つ一つ細いんですけども、そういう細いことを言い出してきたんですね。そういうことを10月18日にいろいろその席上で話したんですけども、当時私もそうですし、町長もそうですし、今聞いたことなのでそれについては、十分、できることとできないことあるけども検討したいぐらいの話で最後は終わったんです。その時にですね、相手側の社長は言わなかったんですけども、相手側の担当者がですね、開口一番に、さっき言ったように、条件変更になったのは、蘭越町なので、蘭越町が減額するのが当たり前だと、そういうような、それこそ高圧的な態度をとったものですから、私どももちょっとカチンときましてですね、そこまで言うてくるんだったら、そんな関係がよろしくない中ではなかなかこれから協議を進めていくのも難しいねというようなことは、私もその時は言いました。

いずれにしてもちょっと戻ったりしますけれども、そういうことで10月18日にお別れした後に、もう一度社長は、会社に戻ってから、なんせ監査役という方が非常にうるさくて、そこがしっかり担保されなきゃだめだとか、今後も計画についてももっとしっかりやらなきゃだめだとか、指摘をされるから大変なんだということを言ってまして、帰ってから私も監査役に十分説明して、納得していただけるようなものやっつけていきたいというようなことを、どうしてもこのスキー場は手をかけたから成就させたいということは、会社の社長は、と当時の社長は言っていました。ですから頑張ったんだろうなというふうに私は思いますけども、そういう中で11月の2日ですね、10月18日お別れしてから1か月経たないで11月の2日のときに向こうから蘭越町あてに文書が来まして、今回のことは白紙撤回させていただきたいとそういうようなことでありましたので、私どももそれだったら相手があることですので、しょうがないなということで、その時の1回目の公募、応募に対する経過というのは、それで一応終了させてもらったと、そういう話であります。

従って1点目の非常識かつ高圧的な態度ということをどういうふうに彼は、どの書類を、陳情された方は見て感じたのかはわかりませんが、私どもとしては本当にあそこの施設はですね、3億3,000万をかけて直すか、あるいは直さなければ5,000万をかけて、5,000万はちょっとざっくりしたお金なんですけども、5,000万かけてリフトの施設を全部撤去して、そして、あそこ今木がないんですけども、当時、昭和41年か42年にスキー場にしたときに木を伐採してきましたので、その木をまたさらに植林をして、ただの道有林、森林に戻してほしいという、そういう条件で借りていますので、そういう原状復帰をしなければならないと、そういうどっちに転んでもですね大変な状況でしたので、そういう中で次の方が継続してスキー場をやってくれるというのは、本当に救いの手ですね、私どももこれを逃がしたくないという気持ちはものすごく強くあったんですけども、やっぱりそれ以上お互いの主張がどこかで噛み合わなくなって、歯車が狂ってきたので、結局は向こうから11月の2日に白紙撤回すると、そういう話でしたので、非常に残念でしたけども、そういう経過で第1回の公募は終わりました。

ちょっと、順次行きます。

2番目の第2回目の公募が、不適切な時期ということですけども、そういうふうにして11月の2日に終わったものですから、町としてはそのままにしておけませんから、次に進みたいという、第2回目の公募をしたいということで、そこからまた北海道の森林室の

方と1回目だめになったのでまた再度公募していいかと。今度はその保証人もしっかりとその条件の中に入れて公募すると。ということで確認して了解をいただきながら、またこれは議会さんの方にも一定程度そのことでだめになったということ、それからもう1回、2回目を公募したいということを説明させていただきながら、2回目の公募をさせていただきました。2回目は平成27年の12月18です。11月2日に白紙撤回になってから1か月ちょっと経って、12月18日からお正月挟んでの1月の29日ですから、約40日間くらいなんですけども、この期間を公募期間として募集をかけました。

不適切な時期に実施するという事は、このお正月明けて短かったということなのかよくわかりませんが、私どもはやっぱり11月2日に白紙撤回されたものですから、ほぼ次々といかなければ、道有林、北海道の森林室からは、スキー場廃止してから2年も3年もあのまま山を投げしておくわけにいかないよということでは言われてましたので、最低でも2年以上空けるんだったら、さっき言ったように原状復旧して、リフトを撤去して木を植えてくださいと、普通の山に戻してくださいと。あそこはスキー場、チセヌプリスキー場と昭和41年にやっていますけども、実は所有者がしっかり北海道という山なんです、一般的な。そこをチセヌプリの山麓だということでチセの名前を借りてスキー場というふうにしてますけども、ちょっと話それますが、山スキーヤーたちが言ってるです、山はみんなのものでどこ通ってもいいんだということではなくて、しっかりとあそこには所有権が入っていて、権利関係があるんですね。ですから、そこを勝手に入ったり出たりというのは、私ども町がリフトでスキー場運営していた時は、それは、商売ですから誰が上がって行って、誰が通ってもいいというふうに、もちろんそのための安全対策もとってましたし、そのための安全の管理もしてましたから、そういうふうにさせていただきましたけども、一定程度そこに権利があって、そこを管理する人が今度はやっぱりリフトもない中で、キャットスキーがあそこの中で縦横無尽にですね走り回っている中で、安全管理をするとすると、どうしてもやっぱり自分が借りている土地なので入って欲しくない。

要するにJRTは、ちょっと話飛びますけども、JRTは年間100万以上のお金を道有林に払って、あそこの面積を借りているんですね。それが山スキーヤーたちは、自分たちは、自分のそれを生業にしている人たちは、ど真ん中を通してもらえないとか、滑れないって言うんですけども、そういう権利関係がしっかりしているところなので、その辺はちょっと理解してほしいなということではあります。

戻りますけども、そういう中で森林室と話をさせていただいて40日間公募をしたら、実はその時ですね、1社応募あったんですよ。やったと思って喜んでたら、                    のこれは業者でした。                    の業者でしたけども、喜んでましたら、1週間もしないうちにですね、やっぱり共同経営するって言うところ、会社が手を下ろしちゃったんで1社単独でそういうのをやるというのはちょっとやっぱりできないので、やっぱり今回の申請は取り下げてほしいと。それが2回目の結果でした。だからその時全く来なかったわけではないんですね。2回目の公募。でも結果的には応募なしということになったんです。

2回目もだめなので、じゃあ3回目どうしようかということで、これまた黙ってはおけませんので、次々ということで進めて行ったんですけども、その時に、議会にご説明させていただいたときは、やっぱり5,000万は来ないところを見ると高いと。高いんじゃないかと。それからやりたい人の意向を聞いてみると、むしろスキー場単独では収支合わないから、あの辺にコンドミニアムだったり、あるいは宿泊施設を建てて、そうしながらお客さんを誘致してスキー場を運営していかないと、なかなか全体として黒字にはなっていないと。そういうような話も2回の応募の中で聞きましたので、それだったら大変だなということで、このまま5,000万で公募しても来ないんじゃないかと。

くどいようですが、このまま投げおいたら最終的には蘭越町があそこをしっかりと原状復旧していかなければならないというような多少の焦りもありましたけども、そういうことで内部で検討したら、いやいや、実は蘭越町の財政のバランスシートを作るときに町の資産を全部洗いだして、今の減価償却いくらあるんだということを出していたんですね。最終的に400億くらいの、道路から建物から400億くらいの町の資産あるということになっているんですけども、その中でリフト、休憩舎、格納庫、この三つの残存価格いくらだというふうに聞いたら、リフトはないと残存価格、格納庫もないと、休憩舎が実は残存価格が1,049万2,165円という平成25年度の残存価格で、1,049万2,165円の残存価格があると。そしたらその残存価格でいいから、1,000万以上、1,000万程度でいいんじゃないかと、そういう話になったんです。私が上げた時は2,000万で上げたんですけども、当時のトップがですね、いやいや、これ何回もやって来なかったら時間ばかりくうから、もう思い切って1,000万にするべと。

そういうことで1,000万で第3回目の公募をさせてもらいました。その時は、平成の28年の3月の7日から28年の4月の22日。この時は、約45日間くらいあったんですかね。たいして2回目と変わらないんです。2回目は40日間ですし、今回45日間くらいとさせてもらったんです。だからやっても、見る人は見るだろうということで、その程度の募集期間とさせてもらいました。そうしましたら、1,000万というふうに下げたらですね、一気に興味を示した方がたくさんみえまして、4社5社からですね問合せがあったりしまして、最終的には6社から申し込みがありました。締め切りになった時点です。6社からあったんですけども、最終的に検討委員会、庁内の検討委員会というのを開催させていただき、それが、5月の11日に開催したんですけども、こういうような6社からの応募があったけれども、どのようにして決定したらいいでしょうかねということで、その検討委員会で協議をしましたら、ここでこうやって資料見せられていろいろと話をしても、なかなかわかりづらいんでヒアリングをしてはどうだと。担当者、担当の会社を呼んで。その意気込みやら計画内容をしっかり聞いた上で、みんなが採点して、それぞれが採点して、その中で一番いいなと思ったところに検討委員会として決めたらどうだと、そういう方向になりました。

最初6社でやろうかと思ったんですけども、資料を見た感じですね、2社、6社のうち2社についてはですね、■■■■の会社と■■■■の会社だったんですけども、2社については突然、何の前触れもなく、ほかの4社は問い合わせがあってですね、何回も資料取りに来たりだとか、経営状況どうなってるんだとかそういう資料をですね提供しての申し込みだったんですけど、残りの2社については、全然知らないような会社がぼっと申し込んで来たということもあって、わざわざ■■■■から来てもらったりするのも大変だからということと、それからもう1社は■■■■だったんですけども、そういうことで2社はヒアリングの対象から外していいでしょうかという、協議の中で確認をして、最終的には4社を呼んで点数付けて決めましょうということになりました。検討委員会です。それで、5月の23日にヒアリングを実施させてもらいました。その時はですね委員長が副町長ですし、私も副委員長でしたから、そのほかに各課局長ということで、全員で9人が出席して、9人で4社を呼んでということだったんですけども、実は1社はですね当日来ませんでした。失念、後から聞いたら失念していたということでした。その日のヒアリングを。結局は3社しか来なかったんですけども、その3社からいろいろ30分程度話を聞いてですね、みんないろいろ、委員さんもどうなの、あれどうなのと質問しながら、終わった後に20項目をあらかじめ作っておいて、その20項目を1項目5点満点です。20かける5の100点満点と。そういう中でそれぞれが採点をしました。9人が。そうしたところJRTが1位としたところが8人、別な会社、■■■■という会社を1位

にした方が1人でした。もう1社、3社来たのでもう1社はどなたも1位とはしませんでした。そういう結果になったものですから、御承知のとおりJRTになったんですけども。

ここで少し参考までに申し上げますと、今までその統合診療所もそうですし、雪秩父もそうですし、消防もそうなんですけども、いろんなプロポーザルやって、庁内の検討委員会で点数決めて業者を決定するときはですね、皆さんそれぞれ、各課局長もそういったやり方がわかっているんで、もちろん相談なんかすることもないですし、それからつけた点数の最高点と最低点はカットしてですね、一人の方の影響が大きくなると大変なことになるので、一人の方が100点満点付けたら、それによって引き上げられる会社があると大変なので、高いところと低いところはカットしてですね、中間のところを取って順位をつけたりして、そして平等化しながらですね、選考していくと。そういう方式をこれまでずっと取ってますし、このヒアリングにおいてもそういうような中で、先ほど言いましたとおりJRTが8人良いと、レポリューションという会社が1人良いと、そういうことでJRTにさせてもらったということでもあります。

その後ですね、当然北海道の方にこういう業者が決まったので、この業者についてすべての資料、私どもに提出された事業計画書も含めてですね、会社の概要も含めて、すべての資料を北海道の方に提供して申請しまして、この業者でいいかどうかという、そういう申請をさせてもらって、その後で北海道から通知が来た中で契約と、そういうような運びになったということです。だから、選定が公平に実施されていないというのが、どういうふうにしてどういうことを言っているのか、これについてちょっとわからないところありますけれども、彼は、陳情者は、私どもから、あれだけの簿冊のですね情報公開の文書を請求しておりまして、その中にはもちろん採点結果、誰がどこに何点付けた、名前のところは消してますけども、誰が何点付けて誰が何点付けてという採点結果もすべて、情報公開の資料として入手しているんですね。だから、どういうふうにしてされたかということとは重々わかっていると思うんですけども。だから、ここで言っている公平とかというのがどういう主張なのかということでもあります。そういうことで3回公募してJRTに決めさせてもらいました。

それから、最後ですね、売却先企業が異なる事業を行っているということですけども、JRTの事業計画というのは、5年間はキャットスキーでやると。JRT以外の残りの3社、4社もですね、すべてキャットスキー、あるいはスノーモービルで最初、経営を安定させた後でリフトについては考えていくと。そういう概要でした。当然ですね一気に3億3,000万もかけて直すとか、そういうようなことの資金は出せないだろうなとも思いましたので、これはJRTだけではありません。他の業者もキャットスキーを中心にしながらと。UTですらそうでした。UTですらキャットスキーを中心にしながらTバールーフをつけていきたいと、そういう計画でありました。そういう中でJRTは5年間はキャットスキーで事業を安定させて、5年後にリフトの設置を目指していきたいと。という計画内容でありました。ですから、5年度というのはまさに2021年、今年なんです。今年、実はこの夏にですね、リフトを新設することが、当初の計画の予定では、そういう予定ではありましたが、今おそらくやっていないと思いますので、それについては計画どおりではないということです。ただ、2年前にですね、実は簡易なロープトウをゲレンデに設置して、挑戦はしているんですね。ところが、やってはみたんですけど、どの程度の投資でやったのかはわかりませんが、あまりうまくいかなくてですね、冬中に、シーズン中に撤去をしています。やっぱりそれで、しっかりした物でなければだめだな、そういう認識に立ったというふう思うんですけども、その中で本当は今年やらなきゃならないんですけども、実はコロナでですね、この2年間コロナの影響で、もちろん

この冬は全然、1日も営業できなかつたというようなことを言ってますし、その前の年もほとんど営業できなかつたので、そういうような外部的要因があって、なかなか計画どおりに行かないんで、当然リフトの設置についても先送りになるんで、了承してほしいというようなことを口頭で言われましたので、それについてはうちも一応は計画書を出してもらった建前があるので、口頭でなくて文書でそういった理由をしっかりと提出してほしいと、そういうのは相手側には伝えてあります。当然、もう少ししたら出てくるのかなと思いますけど、たぶん今年にはできないと思いますので、そういったリフトの新設に・・・てるので、そういうふうになるかもしれません。

その延長上でお話しさせてもらおうとですね、そもそも、例えば町がお金を出してですね、請負工事のように何かを作してほしいとか、何かをしてほしいということであれば、それは徹底してですね、履行してもらわなければならないし、当初の予定どおり、計画どおり、凶面どおり作ってもらわなければならないと、そういう認識に立つんですけども、今回はうちの方が相手側に、土地は道有林です。建物、上物のリフトと休憩舎、格納庫を売却したと、そういうことの中にあつてですね、そのままその、計画は計画として選考するときには、その計画をある程度信じながら選んだんですけども、その後のですね追跡管理までする必要があるかということと言うとですね。当然契約書にもそういうことはうたっていないし、そういう条項にしてないんですね。例えばですね、土地を売って、その土地がですね非常になにか町の思惑に外れた使い方をされたとか、転売されてどっか行ったとかになると、買戻し特約というのをつけて、それで管理するんですけども、今回のような上物だけの建物についてはうちの物ではありますけれども、そういうことに関しては、出来るだけ計画したとおりにやってもらいたいということですけども、それ以上の強制力をもってですね、相手側にこれをやらなかったら、それはもう契約を破棄して、蘭越町でやるぞと言っても、蘭越町も正直言ってできませんし、そういう中でですね、当然その契約書も作る時に弁護士にも見てもらったんです。この程度はどうですかと言ったら、今言ったようにあまり強制力をもった契約書にはできないねということで、見てもらって契約書を作成したということもありますので、彼が言っている、ずっとそれを容認している、蘭越町が容認していることがおかしいということについては、いかがかなとこれは思います。

どうしてもですね、じゃあスキー場として運営がおかしいんだったら、まず、うちは売ったんですけども、うちよりも底地持っている北海道は、あそこはスキー場だからああいうふうにして貸しているんだと。それでなかったら貸さないんだと。そういう大前提がありますから、北海道自体がですね、北海道にかっつけるわけではないですけど、北海道自体が今のキャットスキーのやり方ではスキー場としてみなされないとすれば、北海道が我々より先にですね、契約を破棄してストップすると。そういうふうに思うんですね。ですからその辺については、北海道の、キャットスキーでスキー場やってもですね、それはスキー場として認めますよと、そう容認しているスタイルなもんですから、なかなかそれに向かって蘭越町が、やれそのリフトをつけてなきゃならないんだ、計画どおり5年間経ったら付けてください、付けておかなきゃならないと、そういうような話にならないのかなと、そんなふうに思ってます。

くどいようですが、スキー場としてやらないんだしたら、山として戻してくださいと、そういう中で町としては苦渋の選択で、5,000万を出して山に戻せばよかったのかもしれないけども、でも、どんな形にしてもですね、スキー場として、植林しないで、山、グレンデが残ればですね、それは後の経営移譲された方との話し合いにもなりますけども、スキー場として、滑る場所としてはあるわけで、例えば、今は無くなってしまった、結果としては無くなってしまったんですけども、例えば歩くスキー大会なんかもある

でやっているうちは、どうしてもあのゲレンデ必要でありましたから、そういう中では、JRTさんは協力してくれて、あのゲレンデを整備して、1年か2年やってくれましたので、そういう意味においても、植林して直すよりは、スキー場として、どんな形であってもスキー場として残していれば、先の将来に何らかの・・・かもしれない。世の中どういふふうになるかわかりませんので、こういうふうになるのかなというふうには少しは思っていて、そういうことも頭にありました。

ちょっと話また戻りますけども、蘭越町のためにということもあるんですけども、蘭越町の子どもたちにもですね、あそこのチセのスキー場をみんなに使ってほしいというふうには思っていますね、子どもたちに1日券を3枚か4枚ずつ、シーズン券をあげたんですよ。900枚も出したんですけど、実は80枚くらいしか使われてなくて、1割も使っていないと。みんなルスツ行ったり、ニセコ行ったり、ヒラフ行ったり倶知安行ったりと、チセヌプリスキー場なぜか、条件が厳しいのか、ゲレンデが短いのかわかりませんが、そういう中でなかなか使われてないと、そういう実態も町としては把握してましたので、これは、町から手を離して、次の方に移譲できるものだったら、移譲していきたいと、そういうことでの、一連の事務手続きでありました。

ちょっと端折ったような言い方ですけど、4点についてはそういう話です。以上です。

○難波委員長 はい、ありがとうございました。委員の皆さんで、何か質疑あれば受けたいと思います。どうですか。

はい、どうぞ。

○田村委員 1番最初の主張で、保証人の件ですよ、保証人の条件変更があったという時に、そここのところというのは本当に、あちらのUTさんにしたら、一般的に考えたら、言われたことが、先の条件が違わうでしょということは、当然の言い分じゃないかというのは感じるんですよ。そこの道の担当者の方のその後の、条件が変更になったということへの説明とか、それはなかったということ。

○山内副町長 北海道が保証人を途中から求めたのは、やっぱりその、僕らも心配しているところで、さっき言いましたけど、蘭越町が保証人になれと言ったくらいなんで、要するにその会社が経営が立ち行かなくなって、そのまま放置されて、経営を撤退されたら北海道としたら非常に困るわけですよ。そこを非常に途中から心配されたんだと思います。

でも、僕に言わせれば田村さん言うようにそんなの最初から言ってほしいと、最初から保証人付けてほしいというふうには言って、そういうふうには思ったんですけども、どうしても途中でなってからそういう対応であったんで、それに僕らが今度しょうがない、僕らとしては譲りたいもんですから、UTに納得していただくと、そういうような努力をしたんですけども、結局は納得いかなかったんですけども。そういう感じではあります。

○田村委員 最初に蘭越町自体が、自治体自体が保証人になれないというのは、その道の方の認識不足。

○山内副町長 そうです。道の方は知らなかったんだと思いますよ。道有林の担当でしたから、知らなかった。地方自治法上それは絶対なれないんだと、それは向こうも理解してくれたんで、法律を冒してまで保証人にはなれませんから。じゃあ民間でもいいから見つけてきてくれと、そういう話でありました。

○田村委員 一番最初に相談に行ったときに、最初蘭越町、自治体、蘭越町が保証人になってくれ、欲しいって道の方から、認識不足だったと言いながら、町の、蘭越町に言われたんだけど、その時時点では蘭越町が自分たちはこれはなれませんかというふうに気づいてましたか。

○山内副町長 気づいてました。それは最初でないですよ。公募したのは4月ですから、その時はそういう説明が全く北海道からなかったんですね。第1回目の公募というのは、失礼しました。12月の、26年の12月の8日から27年の4月30日に第1回目の公募したんですね。その前段に、11月とか12月に北海道に行って、道有林の方に行って、こういうふうにして譲渡したいんだけど、いかがですかという協議をしたときには、保証人の話というのは全然出てこなかった。出てこないんです。で、4月に決まって、それからUTさんが決まったので、索道協会とか運輸局だとかそういうところにどんどんどんどん手続きしましょうということで、当然森林室にもそういう手続きの話を何回か行ったその時の8月ですから、翌年の8月に実は保証人付けてくれという話になったものです。

○田村委員 それ、認識不足だったということと、町としては途中で言われたから、それをそのまま、たぶん、UTさんに伝えただと思うんですけど、やはりそこでのちゃんとした謝罪というか、そういうものはされました。

○山内副町長 謝罪というか、もちろん申し訳ない、こんな途中で条件変更するなんでもちろん我々も考えてませんでしたし、向こうも寝耳に水だったと思うんで、それについては、丁寧にこういうふうにして北海道の道有林の方から、どうしても保証人が必要だと、そういうふうになったので、なんとか、知り合いって言ったら変ですけども、知っているような会社さんとか、あるいはそういうところに、保証人になってくれるところを見つけてもらえませんかということで。その時はUTさんももちろん聞いたばかりでしょうけど、わかりましたと、帰って検討してみますという話だったんですね。

それからすぐに、いやいや実はそれを選ぶ、本当に探したのかよくわかりません。その時に言われたのかどうかわかりませんが、言い分としては、さっき言ったように、保証会社に5,000万円を担保しなければならない。その5,000万円というのが、ものすごいやっぱり、すごい5,000万、5,000万、5,000万ということで数字が合うんですけども、その5,000万円を担保しなければならない。うちの譲渡金額も5,000万円です。それから今言った保証金も5,000万円。それから原状復旧するの5,000万、約5,000万と、そういう見込みの。5,000万という額が非常にこう出てきたんですけども、そういう切りのいい数字で5,000万円を担保しなければならないから、町の譲渡金額を、5,000万円を減額してほしいと、そういう話でした。

○田村委員 のちのち、こうやって話して大丈夫なんですか。保証人の件に関して聞きたいので。2回目3回目にどうしても、何事もそうだけ見つからなかったら減額していくっていう方向になったのかなって思う。結果減額してますよね。なんとしてでも自分たちで持つよりは、民間の方に活用してもらいたいという気持ちがあったのなら、第1ステップとして、その減額の要請がきた時にそのところもうちょっと、なんていうんですかね、応えられなかったのかなという。

○山内副町長 それは、言われることも少しあるかもしれない。

○田村委員 やっぱりそこってというのが後々の、結局最終的に1,000万まで減額してるのというのが、陳情の方の思いなんではないかと思います。

○山内副町長 じゃあね、その1,000万に減額したときに、本当にやりたいって言ってたんです。UTの社長は。そしたら申し込んで来ればよかったんです。

○田村委員 いや、それは。

○山内副町長 だって、今回の、例えばニセコエリア情報センターの公募に対して、やっぱりやりたい人は2度目申し込んできてますから。そういう本当にやりたい気持ちがあったんだったら、この3回目の1,000万のときに申し込んできて、別に喧嘩別れしたわけじゃないですから、申し込んできてもいいのかなって、後になってからですよ、後になってからそういうふうに思ってたし、それからその時は、ものすごい、なんていうのかな、僕らがすごく疑心暗鬼になったのは、なった一つには、運輸局だとか索道協会にさっき言いましたように、向こうの担当者と僕と■■■さんと3人で行くんですけども、UTホールディングス自体の会社は人材派遣会社なものですから、スキー場なんかやったことないんですよ。だけど、社長さんがものすごい山好きで、個人的なすごく意向が強くて、今回参入してきたというのがあってしょうから、ものすごい索道事業や、リフト、あるいはスキー場経営に関してど素人なんですよ。

従って、索道協会行って、例えば索道を動かすには安全管理者が3年以上の経験を持っていなければ、そういう人を置かなければだめだとか、あるいはその他にもしっかりした何とか監督員というの置かなきゃ、うちは■■■さんがいたりとか■■■さんがいたりとかしてたんですけど、そういう人たちを置かなきゃだめだと言っても、はあとという感じなんですよ。そんなことが必要なのかとか、そんな人どこにいるんだという、そんな感じなんですよ。それを指摘されて、どうにかしなければならぬと。そんなこともあるし、いろいろこう、いざやっていくというか、話を煮詰めていくうえで、やはり会社として思わぬ経費が掛かってくるなど、俺はそういうふうに思ったということも事実感じました。

そういうことも含めた中で、そういったタイミング、保証人のタイミングがあったので、そこでまけてほしいと、そういう話でないかなと。非常に向こうは社長さん、監査役がうるさいんだ、監査役がうるさいんだと、買うときは、申し込むときはうるさくなかったのかなと思うんですけども、そんなこともあったので、本当にこの会社出来るのかなって。

○田村委員 それはちょっと。今の発言の中で、それはちょっと山内さん、そういう発言はどうかなって思う。やっぱりど素人とかね、そういう言葉というのは、とっても良くないんじゃないかというふうに思います。

○難波委員長 何を、何を聞きたいの。

○田村委員 その時山内さんの疑心暗鬼は。

○山内副町長 そうですね。私の憶測です。ただ、そういう気持ちもあって、田村さん今

心配されるように、うまくやり取りができなかったってことを言いたかったんですよ。

○田村委員 保証人の件で聞きたかったのは、その道の方の謝罪というのは相手方への。

○山内副町長 それはないです。

○田村委員 それはなかった。

○山内副町長 ないです。ないです。道はできれば、正直言って、僕らがお願いして、お願いして譲渡にこぎつけましたけど、道はそんなのは面倒くさいので、山に直してくれと、原状復旧して山として、道有林として戻してくれと。そういう気持ち当初すごい強かったんです。それをですね、あちこちからお願いして、あるいは当時の振興局長■■■さんあたりをお願いしてですね、それを何とかということでしたので、森林室、倶知安の森林室の担当者はやっぱりあまり面白くなかったと思います。そういう感じでありました。僕も1回怒ったんですけども、そういう態度でいいのかという、相手の係長に言ったんですよ。

○柳谷委員 ■■■さんというのは、振興局長だね、当時の。

○山内副町長 振興局長です。振興局長は、なんとかしてやれやという話ですよ、町長行ってお願したら。でも、担当、森林室の担当レベルではやっぱり山にして管理したいんだと、そういう気持ちが強かったのは感じていました。

○田村委員 とりあえず保証人の件は、これで。

○難波委員長 ほかにありますか。

私はこういうふうに考えていたんですけども、当初の募集の条件から途中で変更になったと。そういうことってきっと契約行為の中にはさまざまあると思うんですよ。その時に大事なものは、やっぱり双方が信義則に基づいて話し合っただけでそれを解決していくということが、その、商法上のルールだと思うんですよ。民法上のルールというか。だから、公募条件にない変更を求めたからそれが悪いということにはならないだろうと。そういうことは当然あると。それがお互いの信頼関係の中で、どういうふうに改善して、協議していくかという。だからそれが、ないからだめだということにはならないだろうと。話し合いを重ねていく上で、先ほどあったように、結局最終的には向こうから断念しちゃったと。その裏を推測すれば、だんだんやっていくうちに面倒さというか、大変さというのがきつとわかってきたと。だからこの保証人のことに焦点を絞って、そういうことであればできないと断念してきたと、向こうから。そういうことなんだろうと思うんですよ。だから、あまりそのことは、変更条件を突きつけたからそれが原因で破談しちゃったということにはならないんじゃないかなと、そんなふうに私は感じていますね。

○田村委員 それはでも。

○難波委員長 私の意見です。

○田村委員 信頼関係を今から築こうとしている中での対応。

○難波委員長 結果的に、相手が断ってきたというね。なんか最後の文書見たら、今後もしも一所懸命やっていきたいと思います、そういうことでまとめて。

○山内副町長 喧嘩別れにはならなかったんです。だから、さっき言ったように、もし本当にやりたいんだったら3回目、1,000万の時に来るのかなという気持ちもちょっとありましたけど。

○難波委員長 はい、どうぞ。

○熊谷委員 こういう事業をやるとき、UTは上場企業ですよ。監査役うるさいというのは当たり前なこと、こういう事業やりたいときに社長でも単独で決めることはできないんですよ。当然常務会なり、取締役会の議事録つけて、こういう事業やりますって、5,000万、もしかしたらもっとかかりますと言ったら、当然社内では否決されるのはかなり高いですし、株主に、私のところにも来ますけど、この取締役の再任を否定しますかと、そこまで来られるんで、やっぱり事業に対して当然慎重だし、最初はやりたいと思うけど、考えているうちにこれは金かかるし、厳しいなというふうに思っていくのは当然のことです。会社として形ある以上、監査役うるさいというのは当たり前のことです。社長単独で決めるというのは、本当にワンマンの、自分だけが100%株主持っている、そういう会社だったらなんぼでもできる。特に上場はできません。保証に対してもそうです。法人の保証、監査役はかなりチェックされます。当然のことだなというふうに私は聞いていて思いましたよね。以上です。

○永井委員 今、保証の金額5,000万。5,000万、5,000万って言って。当然のこと保証、当然保証人が必要だということは当たり前なこと、多分それ内部で保証するためには、内部で貸倒引当金みたく同金額を積まなきゃいけないんだということだと思うんです。その貸倒引当金というのは、完全利益に被ってくるものなので、そこまで5,000万も積んでその山ほしいのかって、多分その社長と、中ではもめごとが起きたと思うんですよ。だから、おそらく保証人、保証人を立てろとか保証金積みっていうのは、向こうは言われることを前提に思って、今のところ言われてないからやれやれと思ってたと思うんですよ。正直な話。だからその保証金で、向こうがやめたんじゃなく、これは今後どれだけ金食うかわからないし、面倒くさいことになるぞというていたのが実情だと僕は思いますけど。

○山内副町長 さっき言ったようにですね、人的な問題で、安全統括管理者とそれから索道技術管理者というのは、経験年数4年とか必要な方ですね、索道やっていくのは必要だというふうに指摘されたときに、そんな人が今セコにいないし、蘭越町にもそんな経験した人いますかと、そういう打診も受けたんですけど、私どもとしては、蘭越には、私の知ってる限りではないと。その辺でもちょっと、だいぶですね、苦慮していたと。そんな感じも受けてはいます。実際問題として。

○田村委員 今日のここは、相手の方の、UTさんの内情がおそらくこうだなというように推測は必要ないかと思います。だって、わかんないから。UTさんの内情がどういうことだったのか。事実だけちょっと聞きたいと思います。

○難波委員長 ほかにないですか。

○富樫委員 確認の意味で伺いたいんですけども。一つ目の問題ですけども、この条件変更というのは、譲渡資産の関係の条件変更ではないですよ。

○山内副町長 ないですね。

○富樫委員 スキー場の土地の所有者である道有林の条件変更ですよ。ですから譲渡人たる蘭越町がどうこうできる問題ではないと。

○山内副町長 そうですね。うちは言いなりです。

○富樫委員 ですから、その中で、破談を誘導したっていう云々というのは、まったく理解できないんですけども。先ほどの話ですと、円満に向こうの方から辞退をされたと説明をされた。それはもう、間違いないですよ。

○山内副町長 11月2日付の文書では、いろいろ考えたけどもほかに……。うちもそれに対する回答してまして、これからいろんな付き合いもあると思いますので、その際はよろしくお願いします。という内容で回答させていただいて、終わったという。喧嘩別れしたわけではないです。

ただ、さっき言ったように10月18日の会議では、冒頭相手側の主張が、強い主張があって、ちょっと陰湿なムードにはなったんですけど、最後はそこは社長と町長の話ですから、いやいやうちも検討してみます。うちも検討してみます。と双方が検討するという事で別れたんです。

○富樫委員 条件変更はやむを得ないことだったと思うんですよ。

自分の資産、譲渡資産の条件変更であれば、これは町に責任ありますけれども、まったく、道有林の関係ですから、これは当たらないのかなと思ってます。

円満に辞退をされたという感覚だからこそ、そこで、3回目、何で応募しなかったのかなとそういう議論になると思うんですけども。やっぱり、スキー場がやれなかったんだろかなと。憶測言っちゃだめだということですけど、私は当然そうだろうなと。ですから、破談を誘導したというのは、とても理解できないなとは思うんですけども。

○難波委員長 いいですか。質疑はこの程度にとどめて。

それじゃあ、副町長にはここで退席していただいて、よろしいですか。

○山内副町長 もっと何か聞きたいことあったら、答えなきゃならない。

○田村委員 保証人のことだけ聞いて、また次行くのかと思ってたんですけど、違うのか。

○富樫委員 四つ全部やったらいいんじゃないですか。私も一つ目だけで。順番にやっっていくのかなと思ってたんで。

○難波委員長 ああ、そうか。

わかりました。2点目、3点目、4点目。一つずつやっていきますか。何かあればじゃあ、挙手をして質疑を受けたいと思います。

○田村委員 2点目の件で。2回目の公募の時の期間が短すぎると、しかも年末年始を挟んだ40日間。年末年始、こういう大きなこと、陳情者の方のお話によるとですね。この時期の、なんていうんですか、1回目は少し長かったとおっしゃいましたよね。

○山内副町長 はい、5ヶ月。5ヶ月くらいありました。

○田村委員 5ヶ月くらいやってますよね、1回目はね。2回目の、1回目でうまくいかなかった、2回目の時に、しかも年末年始の、こういう大きな事業の申し込みをするにも適さないんじゃないかと、期間も短いしと。そこに対しての町の考えというか言い分というかそのところを。

○山内副町長 2回目は、40日。さっき言ったように3回目は45日だったんですよ。だから、1回目だけ非常に長くて、2回目3回目は、十分新聞報道とかでも白紙撤回になったということは知れ渡ってましたので、そんなに期間を設けなくてもいいだろうということで、ただ年末年始ということに関しては、タイミング的にそこになりました。それからもう一つはさっき言いましたように、40日間の間でも■■■■の事業者は、一旦申し込みをされています。ですから当然関心のある方は見てるんですね。その方は最終的に共同経営者が手を下したので、その方も、その会社もやめましたけども、そういう申し込みがありましたので、ここを、この40日間で応募者なしの実績を作りということになるのかなと正直思っています。

くどいようですけども3回目は45日間でした。その時に6社が申し込まれています。そういう中で、40日間で非常に厳しい、タイトな応募日程だったかなということ、それぞれの考えることではないかと思っています。

○田村委員 町としてはこれは問題ないと思っているということですよ。

○山内副町長 はい。1回目を長くしたのは、当然新たなことですから。でも、1回目が破談になったというのは、新聞報道でもありましたし、もちろんいろんなところに波及効果もあって、だめになったのか、だめになったのかという、そういうようなことが広く知れ渡りまして、この界隈ですけども、ニセコ・倶知安界隈ですけども、そういうところでしたので、あえて3か月も4か月も長くする必要はないだろうと。それから、さっき言ったように、あまりこの問題に時間を食っていると、また北海道の方からスキー場を休止してどうなってるんだということにもなりかねませんので。当然北海道には、事前に応募する時にはこの1回ごとに、事前に全部承認をいただいていますけども、この期間で募集するんだという、期間も含めて北海道から承認いただいて、そして蘭越町が動いていると。そういう状況でありますので、そういうこともあるんですけども、そんなことで実施させてもらいました。

○田村委員 1回目に5か月かけてされてるから、したから、2回目、皆さん知ってるだろうということで、年末年始挟んだ40日間ということだと聞くんですけども、果たして本当にそういう考えでいいのかなというのがあれなんですよ。やはりそれがみんな、よ

りいいお相手を探そうと思えば、まだ知られてない人たちも知る機会というのもあるべきであって、あくまでもこの年末年始を挟んで大きなことを決めてない。例えばこれから何かがあったときにも、こういう今の考えでされるってということにはならないほうがいいんじゃないかなっていうふうにはちょっと、考え方を少し、ここに関しては、やはり設定する時期、期間というのは、私的にもこれは陳情者の言うように短い、しかも年末年始挟んだ、それでこういう大きな話を、もし改めて知ったとしたら、人たちは、全然申し込むの無理ですよ。だから、そういうふうになるっていう可能性は見えるんじゃないのかなということを感じてましたから、ちょっとこの期間と設定というのは、陳情の人方、実績作りとかそこまでの思いではないんですけども、ちょっと、もう少しここは考えた方がよかったんじゃないかなというふうには思ってますよね。

○山内副町長 さっき言ったように1社というか、1共同体は、一旦は申込されましたので、実績なしではないですけど、そういうことと、それから、もしだめだったら第3弾を考えていくしかないかと、そういうような予想はしてましたけど。

○田村委員 町の、それ聞きたかっただけだから。

○難波委員長 ほかにありませんか。

あまりたればみだいにね、こうしたらよかったのにとか、そこはちょっとね。それも含めて我々はそれでよしということで、議会としてはね、すでに承認していることだから。それを言っちゃおうと。

○富樫委員 2番目を聞かせてもらいます。

まずこの2番目の募集期間の決定というのは、これは当然庁舎の中で決定権なりなんなり、そういうことからきちっと決めた期間ですよ。でたらめに40日間、40日と決めただけではなくて、当然、このくらいの期間で募集しようということは、皆さんの合意の中で決められた期間であると、私はそういうふうに認識しているんですが、その点についてはいかがですか。

○山内副町長 実は、この2回目の募集期間については、検討委員会では話していません。募集するということは話しましたが、この日程でというのは、協議させてもらったのは、内部でまず日にちを、この程度の期間でというのは、さっき言いましたようにあまり長い時間とっても来るものは来るし、来ないものは来ないだろうと、とりあえず40日くらいあればいいんでないかということは内部で決めさせてもらって、それをさっき言ったようにさらに北海道の方に伺いを立てて、この期間で第2弾募集させてもらいますけどもどうですか。そこはやりましたけども、実は今議長さん言われたように検討委員会ではその期間を揉んではいないですね。それは3回目もそうです。3回目も同じように検討委員会では揉んでいません。あくまでも議会と、北海道。北海道に対しては、そういう期間で申し立ててるんですけども。

○富樫委員 ちょうどこの時期は、議会の方からもスケジュールとして、残すとか陳情とか上がっている時期ですよ。やっぱり植林してしまうというよりは、スキー場として残したいというのが非常に強かったと思うんです。ですから、40日間の期間を設けて募集したんだと思っているんです。決して恣意的に40日間を設定したわけじゃないかと、私はそう思うんですけど、それについていかがでしょう。

○山内副町長 それはもちろんなくて、くどいようですけども、この間に申し込みもありましたし、そういう中で、短い中でも希望されるというか、興味のある方は、何回もくどいようですけども、白紙撤回になった1回目が道新等で大々的に出ましたので、そういうような希望、あるいは興味のある方はそれをおそらく見ているだろうなど、そういうふうな感覚もありまして、40日程度で設定するといいでしょうということ、これは内部協議で設定させていただいて、応募期間を決めさせていただきました。

○富樫委員 わかりました。

○柳谷委員 募集期間については、私は、極めて短いついていう環境が、正月かかっているからってというのは当たらないっていうふうに思うんですね。むしろこれ、山に関わる仕事しているのであれば、JRTってどういう会社だか詳しくはわかりませんが、繁忙期、正月返上で出社している期間じゃないですか。夏ならいざ知らずね。やっぱり二セコの山で一番の稼ぎ時ですよ。それに関わるレジャー産業というのはやっぱり、一般の方が休暇で、その時間を使っているときに営業するってやってるんですよ。ちょっと正月というのは、・・・じゃないかという気がしますね。

何点かの、陳情者の・・・骨格の一つということなんだよね、正月、短期間で決めたということね。

○田村委員 柳谷さんの発言に対して。

当初のUTさんが人材派遣の会社だと。こういうことに手を上げようとする人は、何もレジャー産業だけの人ではないということですよ。そういうことも含めての言い分じゃないかなと、そういうふうに捉えています。会社として。

○柳谷委員 それもあるよね。

○田村委員 そういうことだと思う。

それと今、富樫議長との中で検討委員会の中で2回目3回目決まったわけじゃなかったと副町長おっしゃったんですけど、それってじゃあ検討委員会、私は検討委員会で決められた、みんなで検討したのかなっていうふうに思って聞かなかったんですよ。ちょっとびっくりしたというか、それって、内部、内部というのは、あくまでも町長と、本当に三役位で決めてる。

○山内副町長 検討委員会はですね、さっきも言ったとおり、最終的にどこと協議するんだとか、6社も応募してきたときにどこを選考、第一優先会社として協議していくんだと、そういう決定していく時にはですね、これはもう広く意見を募った方がいいということで検討委員会に諮りますけども、応募期間が40日だとか45日間だとか、私はそんなに大事だとは思わないんですよ。

野村さんはなんでこういう論法になるかということ、UTと破棄したと、で2回目に募集期間短くして、3回目を安くして、要するにJRTと山内が、あるいは他の人が組んで、そこに便宜を図るためにこういう日程をしたんだろうな。そういう前提があるんですよ。野村さんは。だからこういう論法なんですよ。

僕らにしてみると、そういうことは全然、もちろんするわけもないし、していませんから、この期間がですね40日だって、30日だったって、45日だったって、申し込む

人は申し込んでくるし、最終的にどっかと契約して販売すればいいんで、この期間をものすごい大事だとは、僕らは正直思いませんでした。したがって、検討委員会に諮る必要もありませんし、これは内部の中で、町長がゴーサイン出したら、そして北海道がゴーサイン出してくれたら、それはこの期間で募集しましょうということで全然かまわないと思うんですよね。

でも、野村さんはくどいようですけどそうじゃないんですね。こんな短い期間にして、わざわざ人が申し込めないようないすくらしい期間に応募させておいて、そして最後はJRTに寄せていったと、お前たちがそこと組んで。そういうような、背任って言うんですけども、そういうようなことをしたんだろうと、そういう大前提があるから、こういう論法になるんですね。

そこはわかってほしいなと思います。だから、僕らにとっては、期間は全然重要ではありませんでした。正直言って。全然重要というか、それほど協議会に諮って、いやあ50日にしようか、60日にしようかなんて、そんな議論にはならないと思ってます。もちろんその辺はスピーディーにやりたかったですし。

○難波委員長 はい、2点目いいですかね。

じゃあ、3点目についてありますか。3回目公募において選定が公正に実施されていない。採点してちゃんと決めたんですよ。

○山内副町長 やっぱり持ってるんですけど、情報公開してね。うちで出したんだ。そこがすべてなんです、彼にとっては。

談合が行われたということで、建設課の方にプロポーザル方式であっても談合が適用するんだと。だから町の、役場の中に談合の検討委員会があるからそこで検討しろと、そういうふうにして言ってくるんですけども。くどいようですけども僕らは点数を話し合っただけでもありませんし、それぞれがそれぞれの感覚で、僕らもすべてが玄人かと言えばわかりませんが、その時のヒアリングの会社の意気込みだったり、やりたいたいというその全体的な計画をですね、その人その人のですね、感覚でいいなというところを、各、20項目ごとに5点、4点、3点とつけて、最終的に合計点で今回、さっき言ったようにJRTが1位でしたと。そういう結果の中で、選考させてもらったということなので、公正に実施されていないというのは何を、何をもちょうそういうふうに使われているのかというのは、野村さんの主張は聞いてないんですけども、どうかなと思います。

○難波委員長 その時のね、その時の貴重な選定人の一人である淀谷議員が、その時の選定作業の中で、なんかこう変だなというようなことを感じたりとか、公正に実施されてなかったんじゃないかとか、そういうような、もしあればですね、ここで暴露をしていただきたいと思うんですけども。どうですか。

○淀谷委員 そういうことはなくて、プロポーザル方式だから、各業者は自分たちの・・・となってるこれを取ってもらいたいということで、いい提案をしてきているわけだから、それを僕らが聞いて点数をつける。項目があって。その中でいいと思うところにつけていくんであって、そんな裏でできないと思うし、そして、さっきも言ったように最高点、最低点取っちゃうから、中間のところを取られちゃうから、そんなことやって、絶対、そういうことはあり得ない。自分聞いていて、いいところに点数を入れただけであって、あとは自分の意見が通るか通らないか別にして、公平に並べてるから。別にそんな。それやるとすると、何人か、一人ではできないし、9人いたんだから、半分以上の人が何かしなけ

ればこういうことできないと思う。全部自分が聞いて、この会社はいいなという、スピーチ聞いて、ここいいなと思うところに点数を入れていったと。結果がただそうだったと。これを受けると。

○田村委員 最後のところにもかかってくると思うんですけども、その項目の中にリフトの項目のところはやはりあったと思うし、リフトの方が自分たちでは、町ではできないけども、町でやってもらって、リフトまで架け替えてもらえたら、それはうれしいよねと、やっぱりそのところって点数上がりますよね。そういうの提案したところには。

○淀谷委員 リフトがあって、確かその全体のリフトと、この全体じゃなくて、違ったリフトの構想とかしてきてたんで、どこの業者も。リフトというのがみんな頭にあるから。その中で、みんなが考えてね、どこの業者が一番いいかということで採点した。

○田村委員 だからこれ、最後の項目の索道及び計画の中で、3億の索道の計画を出してきたっていうJRTの計画、そこに繋がって、関連していると思うんですけどね。そこが、リフト、3億を計画して出してきたものを、みんながやっぱりそのところを、点数上がって、結果、そこだけじゃないと思いますけどね。わかんないけど。結果決まったと。それが実際はされてないんじゃないかという話にやっぱり繋がるんだなというふうには思っているんですけど、そのところの計画、なんていうんでしょうね、点数とチョイスされた結果が今。これたぶん3億投資してもらってすぐにでもされてたら、なんも文句言う問題にもならないとは思いますが。出されて選ばれた計画書が、計画で選んだのに、されてないんじゃないかというふうな論法になるというのが、至極当たり前のことじゃないかなと。町民としたら、そこは聞きたいなというふうに思いますよね。それに対して、町がどういうアクションを起こしてきたのか、起こそうとするのか、起こさないのか。そういうところもちょっと、4点目のところで説明していただければいいかなと思います。

○山内副町長 今回の募集の時にですね、さっき言ったように6社のうち4社は事前に問い合わせがあって、キャットでもいいかとか、スノーモービルでもいいかという問い合わせがありました。野村さんはですね、そのどっかの業者以外は山内が嘘を言って、条件をリフトでなきゃだめだと言ってたと思うんですけども、そんなことはなくて、すべて同じような条件にしていますから、今回の4社の条件というのは、ほとんどがですね、さっき言いましたように、当初は、運営がしっかりとするまでは、キャット若しくはスノーモービルで、しっかりと地固めをして、余裕ができたときに、余裕というかある一定程度過ぎたときに、ティーバーあるいはリフト、簡易なリフトをつけてやっていきたいという提案内容がすべてでしたので、その中でさっき淀谷さん言ったように、その時の相手の意気込みだとか、あるいはその表現の仕方だとか、全体的な計画の中で良い悪いで採点させてもらったんですね。

それでさっきも言ったとおり、うちがお金出して何かを作れとか履行しろとか言うんだったら、それはどこまでも、僕らも徹底的にやってもらわなきゃならないんですけど、今回は、うちが売ったんですよ上物を。土地は道有林ですけど。上物を売って、何とかこういう感じでやってくれたらありがたいという、そういう羨望の中でJRTがたまたま1番みんながいいと思ったんで選ばれたんですね。そこに強制力かけてなんたか5年でやるって言ったから5年でやれって、リフト作らなかつたらまた蘭越町に経営権を戻して、また蘭越がどっかに公募しますよと、そういうところまではいけないだろうと

というのが、私どもの考えでしたし、これは契約書を作る弁護士の時もそういう相談をしましたけども。さっき言ったように土地の買戻し特約とは違って、上物しかないところは、土地は道有林のもので、そこまで蘭越町は強く縛りをかけられませんかでしょうと。そういう判断です。したがって、けども、一応は計画というものがあるから、さっき言ったように5年間、今年がリフト架け替えの、予定で行けば年ですけども、コロナで2年間全然運営できなかったということなので、なかなか先送りに、やらないとは言ってません。上手言うわけではありません。社長はやらないとは言ってませんが、どうしても先送りせざるを得ないと、資金がないから。そういうふうに口頭で言ったので、それは書面で出してくれることになっていますから、それは町としてしっかりと保管して、何かあったときにそういうようなJRTの考えがあるんだということは、皆さんに公表できればなと思いますけども。

今はまだ5年がですね、今年の年なものですから、約束が履行してないと言っているのは、ちょっと早いのかなと思いますけども。そんな感じなんです。

ですから、町はどこまで強く言えるのかなというふうには思いますけども。北海道は言えると思います。スキー場としてキャットスキーしかやってないんじゃないかと、リフトつけてないんでないかと。これは全部北海道に、さっき言ったように会社の概要から計画内容もすべて北海道に審査してもらって、土地持っている北海道さんがいいですよということで、蘭越町が契約をさせてもらう、上物だけ契約させてもらおうということで。北海道はやってないんだら土地、賃貸契約を解除しますよと、そういうことは言えるかもしれない。今現在相対でやってるわけですから。でも、蘭越町は売ってしまったんです。お金いただいて。そういう中でどこまで強制力が持てるのかなというふうには思いますね。

○田村委員 私は全然、裏でなんかあったとかそういうことは一切もちろん思ってないですよ。ないけど、自分のその疑問とかにはちゃんと真摯に答えていかないとならないし、そういう声が上がっているということ自体を、そういうことは受け止めなきゃならないということであって、町が買戻すとかそういう話ではなくて、山スキーが好きだとか山が好きだとかいう人たちの声を、中からこういう声が上がってるんだなということを受け止めたら、受け止めておかないとならないんだと思っています。

○山内副町長 彼はですね、入札談合行為と背任疑惑の真相究明なんていうタイトルで、全然俺らの……人の意見を聞いて、自分の考えを述べて、お互いにこうしていきましょうなんていうスタイルではなく、徹底的にこいつらはもう疑惑の、僕のところに来て彼は言いますからね、黒幕がいるんだべ、黒幕がいるんだべと言うんですね。失礼なことを言うなといって返すんですけども、そんな感じです。頭から。

ですからそういう前提に成り立っているこれがあるということは、僕らもちょっと穏やかではないなという気持ちにはなりますよね。

前回お話を聞かれて皆さん方どういう印象受けたかわかると思いますけども。

○富樫委員 確認の意味において。その契約の関係ですけど、もちろん今説明されたように、償却資産の売却ですから、計画が実行されない、それは違いますよね。当然契約には特約条項で計画が実行されなかった時にはあくまでこうなんだということは、ないんでしょう、間違いなくこれは。

○山内副町長 もちろん買戻し特約とかそういうのはうたってない、うたえないと言わ

れました。それはもう。償却資産、償却資産なんですから、いずれ無くなっていく資産なんですから。それをうちは売却をして、5年後というのはあったんでしょけど。

○富樫委員 それともう1点。3番目の関係なんですけども。そのヒアリングを行ったとき、これはこのための規定でやっているわけではないですよ。ヒアリングして点数つけたりなんだからというのは。きちっとそれは規約があって、規定があって、それに基づいてヒアリングを行ってますよね。

○山内副町長 プロポーザル方式のやり方については要綱がありまして、それに従って。ただ、さっき言った20項目というのは、スキー場に準じた内容には変更、もちろん変更していますけども。例えば統合診療所だったり、さっき言いましたように雪秩父の建物だったり、消防もそうですし、我々は何個も建物を、港の防災センターもそうですけど、ああいう建物をみんなプロポーザルで建設・・・というのは同じ要綱の下で、同じ感じでやっています。さっき淀谷さん言ったように最高点、最低点はカットして。そうしないとある一人が高く点数付けたら、それに引っ張られるようなことにはならないと思えますので。

○富樫委員 その中で、8対1ですから。

○山内副町長 8対1で、もう1社は0でした。

○富樫委員 ですから、公正にこのヒアリング行われたと、私はそう認識したんですけども。間違いないですよ。

○山内副町長 それはもう。ここに生き証人もおりますので。皆さんに聞いたってそうだよ。僕らそんな話したりなんかしませんもんね。なに、どこにするなんて。それはもう暗黙の了解で、そんなルール違反をして点数付けたら、わざわざ来てくれて説明してくれて、一生懸命自分の企画を提案してくれた人に失礼だと思えますから。それはもう暗黙の了解で。それを談合ということになるのかわかりません。かつて、これまでもずっとそうでした。

○富樫委員 ありがとうございました。

○難波委員長 ほかにどうですか。

4番も含めて今、質疑応答になったと思うんですけども。

この4点目で、いろいろ議会の中でも説明を受けたりとか、売却のね。JRTに関しては、私も結構辛辣な意見を言った方なんですけども。やっぱりその、ここに立ち入るとかという一般のスキー客じゃなくて、あそこを通る観光客とのトラブルがねあったりとかということで、その辺については、田村さんもさっき言ってたけども、これから先、町のスキー場ではないけれども、一般の山に入りたいという人たちとの間での、なんていうんだろう、トラブルをね解消していくとか、そういうようなことというのはやっぱり町としてもそれは、今後もね、そういうことについては、いろいろとJRTの方にもね、指導ということにはならないんだろうけども、要請していくとか、そういうことは必要じゃないかなと思うんですけども。そういうあたりについての、町としての今後に向けての考え方っていうかね、そういうあたりがあればちょっと聞かせてほしいなと思うんで

すけども。

○山内副町長 これまでもそうだったんですけども、議会の皆さん方から補正予算の上程、可決いただきまして、■■■さんという超一流の山スキーの経験者をですね、毎年シーズンお願いして、1週間に1回山に行って、今委員長が言われましたように、山スキーヤーとJRTの軋轢といえますか、いざこざを彼がすべてといっても過言でないくらい仲立ちしてくれてですね、行った時はですね。調整してお互いの言い分を聞きながら、この5年間である程度ルールができたということで、今安堵しているんです。

初年度は本当に蘭越町は売ったんですけども、蘭越町が何であんな会社に売ったんだという電話をですね、私のところにも何十本も来まして、山スキーヤーの、その辺にいて生業をしている人たち、山スキーヤーの人たちがですね、散々クレームの電話があったんです。そこでですね、知り合い通じて■■■さんという素晴らしい山スキーヤーの方がいるので、その方に週1回見てもらって、そこをずっとこの5年間調整させてもらったんです。ものすごく■■■さんも辛い目にあってるんですね。どっちの言い分もわかるし、JRTも外国人で、社長は結構強硬な方ですから、あそこに使われている日本人はものすごくいい人なんですけど、あの社長はああいうタイプで、外国人だから白黒ははっきりしないとだめだみたいなところがあって、日本人の言うまあまあまあというのは通用しないんですね。したがって、ものすごく大変な目にあいながらもこの5年間やってくれたおかげで、さっき、くどいようですけども、なんとなくあそのルールが確立されてきたというふうに思っているんです。でも、野村さんに言わせると、売ったものになんで蘭越町が金出して安全管理、安全管理って言って、そういう大義名分のもとにやっているんだということで。そういう意見もありましたので、実は今年の12月から一応5年経ったので、そういうルールも一応確立されたなと思ってますから、■■■さんの雇用をちょっとどうするかと、実は今迷っているところなんですけども。今委員長から言ってきたんですけども、町としてはそういうところで、しっかりJRTを、JRTはすごい嫌がっているんですけど、監視してる監視してるって。うちとしてはやっぱり町民の方やあるいは蘭越町で何か大きな事故が起きたら、やっぱりそれは大変なことなので、いろんな雪庇だとか、雪崩の危険性なんかも逐次、行ったら報告してもらってるし、駐車場が、ものすごい駐車場で、違法駐車が道道縁にあるとですね、それをしっかり警察の方に連絡してくれて。対応してくださったりしてくれて、やっていただいておりますので、僕としては今後もそういうようなお願いをしたいなと思うんですけども、その辺はちょっとどうかなと思っ

てはいますけど。

○難波委員長 あの時に、JRTというのは、いわゆるニセコルールってありますよね。ああいう協議会に入っていないので、ニセコ山系では鼻つまみの会社だっていう、そういうことを私は聞いていて、やっぱり気を付けなきゃだめだというようなことがね、私は感じてたので、すいぶん議会でもそういう発言をさせてもらったんですけども。やっぱり島牧でやっていることとは、ちょっとやっぱりここは違うなという気はするんですよ。特にキャットスキーだと、一般のスキー場の管理とは違うね、自由に入入りして乗るとい

○田村委員 私も気になっていろいろ見たときに、この管理、冬場、■■■さんのところのこれ、なんですかって聞きに行ったことがあって、普通に考えたら町のものではないところに町の予算で、この安全ルートをするためにするのは、普通に考えたらなんでっていうふうには最初思ったんですよね。ただそういう説明を受けて、■■■江さん自体も知ってるし、なんていうんだろう、町のスキー場じゃないけども町にある、所在が町にある、住所があるっていうことで、トラブル解消とかやってくれてるんですよね、そこにしておかないとならないと思うんですという話を聞いて、一理、それはあると思ったし、ただ、それは本当に聞きに行かないとわからなかった話なので、町民の人なんかモチセに興味がない人はわからないと思うんだけど。こういう人、こういうふうに、トラブルを解消していますとか、5年間でおかげさまで、何員て言うんですかね、指導員じゃないな。

○山内副町長 安全管理員。

○田村委員 安全管理員。そういう項目は置いているということ自体、町民の人はあんまり知らないんじゃないかなと思って。冬やってるとは知ってますよね。ならば議会でOKと言っても、それは町民の人がこういうところに使われていうことも知らせておかないとならないんじゃないかなと思って。そうじゃないと、後々また出てくる。なんでこの人が必要なのかっていうことをちゃんと説明しておく。なにかのところでね、どっかでね。全町民に知らせておくってことは、そしたら、逆に町のサポートになるんじゃないかというふうには思ってますけどね。

○難波委員長 陳情者は、■■■さんにそういうことをやってもらっているということもおかしいんでないかと言ってるの。

○山内副町長 言ってるんです。売っばらった蘭越町が何でそんなこと、お金かけてしてるのはおかしいって。それもね、野村さんの言い分は、JRTに加担して■■■さんを使っているんだべという、そういう言い方なんです。JRTのために蘭越町がお金を出して■■■さんを使ってるんだべと。僕らは違うんです。逆なんですよね。さっきも言ったようにJRTを監視して、山スキーヤーとの軋轢をなくするために、間に入れてくれるために、安全管理員として。それだけでないんですけども、さっき言ったように駐車場だとか雪崩だとかそういうことも一緒に見てもらってるんですけど、そのために使ってるんですけど。野村さんはそうじゃなくて、あくまでもJRTありきで、JRTのためにお前が、お前らが、山内さんとかがわざわざ金出して、町のお金使って雇用しているんだべと。そういう論法なんですよ。だから、すべてがJRTのために、みんな山内がやっているべと、そういう論法で。4つともそうなんですけど。

○熊谷委員 やはりそういう人は必要だなと。例えば雪崩だとかね、なんか事故あったときに、熱海と同じなんだわ。責任はやったやつなんだけども、自治体何やってたということになるんだ、必ず。必ずそういう監視をきちっとして、JRTが変なことしないように見て、町としてはこれだけの監視体制を取っていますということは、私はいいいことだなと思っていますので是非。本人やってくれるかどうかわかりませんが、何年かはやってもらった方がいいような気がします。以上です。

○難波委員長 ほかにないですか。

なければいいですか。

○柳谷委員 この星野リゾートに関して、ちょっと副町長から、経過改めて復習していただければ。ここで触れているんですよね。議会との関係。

○難波委員長 これでは触れてないでしょ。陳情書では。この間は増えてそういうことを言ってきているわけで。

○田村委員 星野の方はまた別。

○富樫委員 星野リゾートは陳情書にないから触らない。今回の陳情は4つだけですから。

○田村委員 それに絞ってやりましょうということで。

○富樫委員 議会も何回も聞いてるからさ。何回も議会で、協議会で説明してもらってる。

○柳谷委員 全体、後で意見調整あると思うんですけど、ちょっと交通整理しないと、我々のような素人にはね、単純に議案みればいいだけではない。民事の関係出てくる。民事だけでない、星野の話し出したのは、結局町の財産処分する時の公益性っていうかね、やっぱり副組合長だけでない、特別職にある人方、特に財産の処分だとか取得に関して公益性の問題というのは、自治法に照らしているいろんな角度で検討重ね、検討するっていうね、そのノウハウって民間に果たしてどれだけあるんだってね。こういうものに対してね、公益性。

○永井委員 星野に土地売ったの。土地の売買じゃないよね。星野に土地売ったんですか。

○柳谷委員 いえいえ。星野が欲しいって雪秩父に来た時。

○難波委員長 この間の野村さんの、6月30日の時には、この4項目にプラスしてね、八つか九つあったんだよね。

○柳谷委員 星野の背景があるんだと。

○難波委員長 その中に星野を何故断ったのかということをおね、それはあるんですけど、陳情書について、こうやって上がってきているものに対してどう答えるかっていうことであってね。それからさらに続いて、いろいろと言ってるんだけど、それは後でやりましょ。

それじゃあ、副町長からの意見聴取これで閉じていいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり。)

○山内副町長 つたない説明だったんですけども、よろしくお願ひします。

○難波委員長 どうもありがとうございます。

総務文教常任委員会委員長

難波 修 